

東京湾沿岸海岸保全基本計画

[東京都区間]

平成 2 9 年 3 月

東 京 都

東京湾沿岸海岸保全基本計画（東京都区間）の変更について

東京湾沿岸海岸保全基本計画は、海岸法第二条の三により、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、沿岸ごとに都道府県知事が定める計画であり、平成16年8月、東京都、神奈川県、千葉県の1都2県の共同により「東京湾沿岸」の海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画として策定した。

都は、これまでも水門や防潮堤の海岸保全施設の整備に取り組んできたが、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえて、東京都防災会議から新たな被害想定が示され、従来の対策の見直しを行った。

都は、平成24年12月に、10年間を計画期間とする「東京港海岸保全施設整備計画」を策定し、この内容を踏まえ、平成26年3月に基本計画（東京都区間）の変更を行った。

今回、平成26年12月に改正された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることとなり、国が平成27年2月に海岸保全基本方針を変更したことから、基本計画（東京都区間）を変更するものである。

引き続き、「防護」の一層の強化を図るとともに、「環境」「利用」とも調和した海岸保全施設整備を推進していく。

目 次

■ 第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸保全基本計画の目的と対象範囲	1-1
1-1 計画の目的	1-1
1-2 計画の対象範囲	1-2
1-3 東京都沿岸の地盤高の状況	1-4
1-4 東京港海岸保全施設整備計画	1-5
(1) 整備方針	1-5
(2) 実施内容	1-7
2. 海岸の概要	1-9
2-1 自然的特性	1-9
(1) 海 象	1-9
(2) 地 形	1-23
(3) 水質・底質	1-25
(4) 生物相	1-28
2-2 社会的特性	1-32
(1) 人口	1-34
(2) 産業及び土地利用	1-36
(3) 沿岸利用	1-39
(4) 海岸管理	1-43
2-3 関連する法規制	1-45
(1) 海岸法	1-46
(2) 環境基本法	1-46
(3) 港湾法	1-46
(4) 都市計画法	1-46
2-4 関連する諸計画	1-47
2-5 地元区の海岸に関する計画	1-49
3. 海岸区分と海岸保全施設	1-50
3-1 海岸区分	1-50
(1) 東京港海岸	1-50
(2) 葛西海岸	1-50
3-2 海岸保全区域	1-51
3-3 海岸保全施設	1-53
3-4 海岸保全施設の防護水準の考え方	1-55
(1) 防潮堤、水門、陸こう	1-55
(2) 内部護岸、排水機場	1-57
(3) 水門の遠隔制御システム	1-58
3-5 海岸保全施設の整備の経緯	1-59
3-6 海岸保全施設の整備状況	1-61

4. 今後の課題	1-63
4-1 海岸の防護に関わる課題	1-63
(1) 高潮等による浸水被害から背後地の安全性を確保	1-63
(2) 地震水害から背後地の安全性を確保	1-63
(3) 土地利用の転換への対応	1-63
(4) ソフト対策による安全性の向上	1-63
4-2 海岸環境の整備及び保全に関わる課題	1-64
(1) 生物の生息環境の再生	1-64
(2) 環境の保全・再生	1-64
(3) 良好な景観の創出	1-64
4-3 海岸における適正な利用に関わる課題	1-64
(1) レクリエーションの場の創造	1-64
(2) 遊歩道の連続化	1-64
(3) 運河利用の促進	1-65
(4) 背後地との一体的な利用の促進	1-65
5. 海岸保全の方向性	1-66
5-1 基本理念	1-66
5-2 基本方針	1-67
5-2-1 海岸の防護に関する事項	1-67
(1) 整備方針	1-67
(2) 新たな海岸保全区域の指定と海岸保全施設の整備	1-67
(3) 海岸保全施設の維持管理	1-67
(4) 温暖化への対応	1-67
(5) ソフト面の対応	1-67
5-2-2 海岸環境の整備及び保全に関する事項	1-68
(1) 生物の生息環境の保全・再生	1-68
(2) 水際線緑地の拡充	1-68
5-2-3 海岸における適正な利用に関する事項	1-69
(1) 憩える快適な親水空間の創造	1-69
(2) 親水空間ネットワークの形成	1-69
(3) 背後地との一体的な利用や運河利用の促進	1-69
5-2-4 諸機関との連携	1-70
(1) 住民・NPOなどとの連携	1-70
(2) 海岸の管理における連携	1-70
(3) 事業者との連携	1-70
(4) 事業の必要性のPR	1-70
(5) 他の施策との連携	1-70

■ 第2編 海岸保全施設の整備に関する事項

1. 計画の対象範囲	2-1
2. 整備に関する基本計画	2-2
3. 東京都区間における海岸保全	2-3
4. 受益地域	2-20
5. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	2-21

■ 参考資料